

日本DPO協会第10回個人情報保護セミナー
「AIと個人情報、プライバシーをめぐる諸論点」

講師：当協会 顧問

森・濱田松本法律事務所 パートナー
弁護士 岡田 淳 先生

2023年5月25日（木）15:00～16:00

あいさつ「AIとプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

AI/IoT 時代のプライバシー・個人情報保護の新課題

個人情報保護委員会 初代委員長の回顧

堀部政男 著

(特定)個人情報保護委員会委員長の5年間を綴る。
欧州委員会との「十分性相互認定」の実現経緯など、
個人情報保護法制の進展における貴重な記録。

商事法務

- 堀部政男「AI/IoT 時代のプライバシー・個人情報保護の新課題」、総務省情報通信政策研究所(学術雑誌「情報通信政策研究」第3 巻第1 号(2020 年11 月29 日))
- 堀部政男著『個人情報保護委員会初代委員長の回顧』(商事法務、2023年5月) 第6 章 AI/IoT 時代のプライバシー・個人情報保護の新課題

拙稿要旨①

- AI やIoT は、グローバルな規模でこれまで経験しなかったような影響を与えている。それは、プライバシー・個人情報保護に新たな問題を投げかけている。これまでにまとめられているAI 原則の中にプライバシー保護を揚げるのが通例となっている。それでは実際にどのように保護するのか。
- プライバシー・個人情報保護の問題は、情報通信技術 (Information and Communication Technology : ICT) などの進展との関係でかなり論じてきた。その必要性は、日本の法律 (2015 年改正個人情報保護法附則第12 条第3 項) でも認められるようになった。これまでもそうであったが、グローバルな規模でプライバシー・個人情報保護問題を検討する必要性を痛感している。

拙稿要旨②

- そこで、プライバシー・個人情報保護に日常的に取り組んでいる主要国のデータ保護機関(Data Protection Authority : DPA)で構成されている「国際データ保護プライバシー・コミッショナー会議」(International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners : ICDPPC)における議論が実践的であり、それを参照する意義は極めて大きいと考えるに至った。日本の個人情報保護委員会は2017年にメンバーとして認められた。この会議においては2017年にIoTの具体的な事例である自動化・コネクト(接続)された車両のデータ保護に関する決議(Resolution on data protection in automated and connected vehicles)が採択された。また、

拙稿要旨③

- 2018 年には、同会議においてAI における倫理及びデータ保護についての宣言 (Declaration on Ethics and Data Protection in Artificial Intelligence) が採択された。従来からの研究に加え、個人情報保護委員会の委員長として、これらの国際的文書にコミットしてきた。特に後者については、常設のAI 作業部会が設けられ、日本としてもインプットしなければならない。そのためには、英知が結集されるべきである。

その後の状況

- 「国際データ保護プライバシー・コミッショナー会議」(International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners : ICDPPC)
- ⇒2019年に世界プライバシー会議(Global Privacy Assembly : GPA)に名称変更
- 42nd Global Privacy Assembly – At your desk, 2020 (virtual event)
- Resolution on Accountability in the Development and Use of Artificial Intelligence (AIの開発及び利用における説明責任に関する決議)⇒説明責任決議

説明責任決議①

- accountability measures (説明責任方策)
- (1) Assess the potential impact to human rights (including data protection and privacy rights) before the development and/or use of AI;
- (1) AIの開発及び/又は利用前に人権(データ保護及びプライバシー権を含む)に対する潜在的な影響を評価する。
- (2) Test the robustness, reliability, accuracy and data security of AI before putting it into use, including identifying and addressing bias in the systems and the data they use that may lead to unfair outcomes;
- (2) AI使用前に、不公平な結果につながる可能性のあるシステム及びAIが使用するデータの偏りを特定して対処することを含め、AIの堅牢性、信頼性、正確性及びデータセキュリティをテストする。
-

説明責任決議②

- (3) Keep records of impact assessment, design, development, testing and use of AI;
- (3)AIの影響評価、設計、開発、テスト、及び利用の記録を保管する。
- (4) Disclose the results of **the data protection, privacy** and human rights impact assessment of AI;
- (4)AIの**データ保護、プライバシー、人権影響評価**の結果を開示する。
- (5) Ensure transparency and openness by disclosing the use of AI, the data being used and the logic involved in the AI;
- (5)AIの利用、利用中のデータ、AIに関わるロジックを開示することによって、透明性及び公開性を確保する。
-

説明責任決議③

- (6) Ensure an accountable human actor is identified (a) with whom concerns related to automated decisions can be raised and rights can be exercised, and (b) who can trigger evaluation of the decision process and human intervention;
- (6)説明責任のある人間の行為者を特定する。その者は、(a)自動化された決定に関連する懸念を提起し、権利を行使できる人、及び(b)意思決定プロセスと人間の介入の評価を行うことができる人。
- (7) Provide explanations in clear and understandable language for the automated decisions made by AI upon request;
- 要求によりAIにより行われた自動化された決定について、明確で理解しやすい言語で説明を提供する。
-

説明責任決議④

- (8) Make human intervention on the automated decision made by AI upon request;
- 要求によりAIによる自動決定に人間の介入を行う。
- (9) Continuously monitor and evaluate the performance and impacts of AI by human beings, and act promptly and firmly to address identified issues;
- 人間によるAIのパフォーマンスと影響を継続的に監視及び評価し、特定された問題に対処するために迅速かつ断固として行動する。
- (10) Implement whistleblowing / reporting mechanisms about non-compliance or significant risk in the use of AI;
- AIの利用におけるコンプライアンス違反又は重大なリスクに関する内部告発/報告メカニズムを実装する。

説明責任決議⑤

- (11) Ensure the auditability of AI systems and be prepared to demonstrate accountability to data protection authorities on request;
- AIシステムの監査可能性を確保し、要求によりデータ保護当局に説明責任を実証する準備をする。 and 並びに
- (12) Engage in multi-stakeholder discussions (including with non-governmental organisations, public authorities and academia) to identify and address the wider socioeconomic impact of AI and to ensure algorithmic vigilance.
- (12)AIのより広範な社会経済的影響を特定して対処し、アルゴリズムの警戒を確実にするために、複数の利害関係者 (非政府組織、公的機関、学界を含む)の議論に参加する。
-



- Center for AI and Digital Policy (CAIDP) (<https://www.caidp.org/>)
- Artificial Intelligence and Democratic Values 2022 April 2023
- 1266 pages
- Dr. Karine Caunes, AIDV Editor-in-chief

- Center for AI and Digital Policy (CAIDP) (<https://www.caidp.org/>)
- Team (<https://www.caidp.org/about-2/team/>) 62 persons
- Artificial Intelligence and Democratic Values 2022 April 2023